

# 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

高校教育課

## 1 改正の理由

平成27年12月21日付け中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質向上について」を受けて、教職課程において修得が必要とされている科目の再編成が行われた。

この再編成に伴う教育職員免許法施行規則等の一部改正を受け、県施行細則の一部を改正する。

## 2 改正の内容

別表第2から別表第4までの各表の科目区分について所要の改正を行う。

## 3 施行期日

平成31年4月1日

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
4	18	5
3	16	5
3	14	4
2	13	4
2	11	3
2	9	2
4	27	
4	24	
3	21	
3	18	
2	15	
2	12	
4	19	4
3	17	4
3	15	3
3	13	3
2	11	3

別表第2の1中

領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は論議の基礎的理論に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は論議の基礎的理論に関する科目	大学が独自に定める科目
4		18		5
3		16		5
3		14		4
2		13		4
2		11		3
2		9		2
4		27		
4		24		
3		21		
3		18		
2		15		
2		12		
	4		19	4
	3		17	4
	3		15	3
	3		13	3
	2		11	3

を

に

2	9	2
3	26	2
3	23	2
3	20	1
3	17	1
2	14	1
2	11	1
9	14	4
8	13	3
7	11	3
6	10	3
5	9	2
4	7	2
9	19	3
8	17	3
7	14	3
6	13	2
5	10	2
4	8	2
9	11	7
8	10	6
7	8	6
6	8	5
5	7	4
4	5	4

	2		9	2
	3		26	2
	3		23	2
	3		20	1
	3		17	1
	2		14	1
	2		11	1
	9		14	4
	8		13	3
	7		11	3
	6		10	3
	5		9	2
	4		7	2
	9		19	3
	8		17	3
	7		14	3
	6		13	2
	5		10	2
	4		8	2
	9		11	7
	8		10	6
	7		8	6
	6		8	5
	5		7	4
	4		5	4

改め、同1の備考の1中「教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目、教科に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目」に、「第6条の2」を「第5条」に改め、同備考の2中「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表の2中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
2	11	3
2	9	2
2	11	3
2	9	2
5	9	2
4	7	2
5	7	4
4	5	4

領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に定める科目
2		11		3
2		9		2
	2		11	3
	2		9	2
	5		9	2
	4		7	2
	5		7	4
	4		5	4

を

に改め、同表の3中

教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
----------	--------------

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に定める科目
---------------------------	-------------

を

に改め、同3の備考中「教職に関する

る科目及び養護又は教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解

に関する科目等及び大学が独自に設定する科目」に、「それぞれ」及び「から第10条の2まで」を削り、同表の4中

「

教職に関する科目
----------

」を「

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
---------------------------

」に改め、同4の備考中「教職に関する科目」を「養護

教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、「それぞれ」を削り、「並びに省令第10条の3及び第10条の4」を「及び省令第10条」に改める。

別表第3中「

教科に関する科目	教職に関する科目
----------	----------

」を「

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等
-------------------	--------------------------------

」に改める。

別表第4中「

教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
	各教科の指導法	道徳の指導法		
	7	1	2	
	7		2	

」を

7	2		2	
5	1		2	
	1	1	1	3
	1		2	6

「

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			大学が独自に設定する科目
		道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	7	1	2		
	7		2		
7	2		2		
5	1		2		
	1	1	1	3	
	1		2	6	

に改め、同表の備考中「教

科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び大学が独自に設定する科目」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

教育職員免許法施行細則新旧対照表

改正案		現行							
(別表第2) (第19条関係)		(別表第2) (第19条関係)							
1 法別表第3による単位の修得方法		1 法別表第3による単位の修得方法							
所要資格	所要資格	在職年数	在職年数						
最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数						
領域に関する専門的事項に関する科目	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する科目	教科に関する科目						
最低修得単位数に必ず含まれて修得することを要する最低単位数	最低修得単位数に必ず含まれて修得することを要する最低単位数	教科に関する科目	教科に関する科目						
保育内容の指法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	保育内容の指法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する科目	教科に関する科目						
各教科の指法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する科目	教科に関する科目						
大学が独自に設定する科目	大学が独自に設定する科目	教科に関する科目	教科に関する科目						
受けようとする免許状の種類 幼稚園教諭	受けようとする免許状の種類 幼稚園教諭	6	6	40	40	4	4	18	5
		7	7	35	35	3	3	16	5
		8	8	30	30	3	3	14	4
		9	9	25	25	2	2	13	4
		10	10	20	20	2	2	11	3
		11	11	15	15	2	2	9	2
		7	7	40	40	4	4	27	
		8	8	35	35	4	4	24	
		9	9	30	30	3	3	21	
		10	10	25	25	3	3	18	
		11	11	15	15	2	2	9	
二種免許状	二種免許状	7	7	40	40	4	4	27	
		8	8	35	35	4	4	24	
		9	9	30	30	3	3	21	
		10	10	25	25	3	3	18	
		11	11	15	15	2	2	9	

改正案		現行										
		11	20	2	15							
小学校教諭	一種免許状	6	40	4	19	4						
		7	35	3	17	4						
		8	30	3	15	3						
		9	25	3	13	3						
		10	20	2	11	3						
		11	15	2	9	2						
	二種免許状	7	40	3	26	2						
		8	35	3	23	2						
		9	30	3	20	1						
		10	25	3	17	1						
		11	20	2	14	1						
		12	15	2	11	1						
中学校教諭	一種免許状	6	40	9	14	4						
		7	35	8	13	3						
		8	30	7	11	3						
		9	25	6	10	3						
		10	20	5	9	2						
		11	15	4	7	2						
	二種免許状	7	40	9	19	3						
		8	35	8	17	3						
		9	30	7	14	3						
		10	25	6	13	2						
		11	20	5	10	2						
		12	15	4	8	2						
高等学校教諭	一種免許状	6	40	9	11	7						
		7	35	8	10	6						
		8	30	7	8	6						
		9	25	6	8	5						
		10	20	5	7	4						
		11	15	4	5	4						

(備考) 1 この表の領域に関する専門的事項に関する科目、教科に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教

小学校教諭	一種免許状	11	20	2	15		
		12	15	2	12		
		6	40	4	19	4	
		7	35	3	17	4	
		8	30	3	15	3	
		9	25	3	13	3	
	二種免許状	10	20	2	11	3	
		11	15	2	9	2	
		7	40	3	26	2	
		8	35	3	23	2	
		9	30	3	20	1	
		10	25	3	17	1	
中学校教諭	一種免許状	11	20	2	14	1	
		12	15	2	11	1	
		6	40	9	14	4	
		7	35	8	13	3	
		8	30	7	11	3	
		9	25	6	10	3	
	二種免許状	10	20	5	9	2	
		11	15	4	7	2	
		7	40	9	19	3	
		8	35	8	17	3	
		9	30	7	14	3	
		10	25	6	13	2	
高等学校教諭	一種免許状	11	20	5	10	2	
		12	15	4	8	2	
		6	40	9	11	7	
		7	35	8	10	6	
		8	30	7	8	6	
		9	25	6	8	5	
	二種免許状	10	20	5	7	4	
		11	15	4	5	4	

(備考) 1 この表の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の修得方法は、それぞれ省令第2条から第6条の



改正案

現行

論の教育の基礎的理解に関する科目等、各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目の修得方法は、それぞれ省令第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。

2 この表により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、省令第11条第1項の表の備考第2号に規定する者に該当するときは、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として、当該4単位の不足する単位にこの表において修得することを要する最低単位数として定められた単位数を加えた単位数を修得しなければならない。

2 法別表第3により免許状の授与を受けようとする者で、省令第11条第1項の表の備考第3号及び備考第4号並びに第19条の規定に該当するものの単位の修得方法

所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
			領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
受けようとする免許状の種類 幼稚園教諭の一種免許状	4	20	2	11	3

2ままでに定める修得方法の例にならうものとする。

2 この表により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、省令第11条第1項の表の備考第2号に規定する者に該当するときは、教諭に関する科目の単位として、当該4単位の不足する単位にこの表において修得することを要する最低単位数として定められた単位数を加えた単位数を修得しなければならない。

2 法別表第3により免許状の授与を受けようとする者で、省令第11条第1項の表の備考第3号及び備考第4号並びに第19条の規定に該当するものの単位の修得方法

所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
受けようとする免許状の種類 幼稚園教諭の一種免許状	4	20	2	11	3

改正案					現行					
	5	15	2	9	2	5	15	2	9	2
小学校教諭の一種免許状	4	20	2	11	3	4	20	2	11	3
	5	15	2	9	2	5	15	2	9	2
中学校教諭の一種免許状	4	20	5	9	2	4	20	5	9	2
	5	15	4	7	2	5	15	4	7	2
高等学校教諭の一種免許状	4	20	5	7	4	4	20	5	7	4
	5	15	4	5	4	5	15	4	5	4
(備考) 1の表の備考の規定は、この表の場合に準用する。										
3	法別表第6により養護教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法					法別表第6により養護教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法				
	所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含まれること	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎に関する科目	所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含まれること	養護又は教職に関する科目
受けようとする免許状の種類	一種免許状	4	15	6	5	2	4	15	6	5
	二種免許状	5	10	5	4	1	5	10	5	4
		7	25	12	7	1	7	25	12	7
		8	20	10	6	1	8	20	10	6
		9	15	8	4	1	9	15	8	4
		10	10	6	3	1	10	10	6	3
(備考) この表の養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、省令第9条に定める修得方法の例にならうものとする。										
4	法別表第6の2により栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法					法別表第6の2により栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法				
	所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含まれること	養護に関する科目	所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含まれること	養護又は教職に関する科目

改正案		現行		
受けようとする免許状の種類 栄養教諭の一種免許状	単位 数	低単位数 管理栄養 士学校指 定規則 (昭和41 年文部省 令・厚生 省令第2 号)別表 第1に掲 げる教育 内容に係 る科目	数	
		栄養に係る教育に関する科目	管理栄 養士学 校指定 規則 (昭和 41年文 部省 令・厚 生省令 第2号 )別表 第1に 掲げる 教育に 関する 科目	
		養護教 諭・栄養 教諭の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	栄養に 係る教 育に関 する科 目	
	4	27	2	6
	5	22	2	6
	6	18	2	5
	7	13	2	5
	8	10	1	4
	9	5	1	4
	(備考) この表の管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目、栄養に係る教育に関する科目及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、管理栄養士学校指定規則別表第1及び省令第10条に定める修得方法の例にならうものとする。		(備考) この表の管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目、栄養に係る教育に関する科目及び教諭に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ管理栄養士学校指定規則別表第1並びに省令第10条の3及び第10条の4に定める修得方法の例にならうものとする。	
(別表第3) (第20条関係) 1 法別表第3により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項の規定に該当するものの単位の修得方法		(別表第3) (第20条関係) 1 法別表第3により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項の規定に該当するものの単位の修得方法		
所要資格	最低修得単位数に必ず 在職年数	所要資格	最低修得 単位数 最低修得単位数に 必ず含めて修得す	

改正案

現行

受けようとする免許状の種類 高等学校教諭の一種免許状	数	要する最低単位数	
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又はは教諭の教育の基礎的理理解に関する科目等
11	85	47	10
12	80	45	9
13	75	42	9
14	70	40	8
15	65	37	8
16	60	35	7
17	55	32	7
18	50	30	6
19	45	27	6
20	40	25	5
21	35	22	5
22	30	20	4
23	25	17	4
24	20	15	3
25	15	12	3

- 2 法別表第3により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項に該当するものうち、省令附則第38項の適用を受けるものの単位の修得方法  
(1) 看護師養成施設（3年制）卒業の場合

受けようとする免許状の種類	所要資格		最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数	
	在職年数	最低修得単位数	教科に関する	各教科の指導
受けようとする免許状の種類				

受けようとする免許状の種類 高等学校教諭の一種免許状	数	要する最低単位数	
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又はは教諭の教育の基礎的理理解に関する科目等
11	85	47	10
12	80	45	9
13	75	42	9
14	70	40	8
15	65	37	8
16	60	35	7
17	55	32	7
18	50	30	6
19	45	27	6
20	40	25	5
21	35	22	5
22	30	20	4
23	25	17	4
24	20	15	3
25	15	12	3

- 2 法別表第3により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項に該当するものうち、省令附則第38項の適用を受けるものの単位の修得方法  
(1) 看護師養成施設（3年制）卒業の場合

受けようとする免許状の種類	所要資格		最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数	
	在職年数	最低修得単位数	教科に関する	各教科の指導
受けようとする免許状の種類				

改正案

現行

	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得する科目	
			各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	専門的事項に関する科目
高等学校教諭の一種免許状	5	40	14	9
	6	35	14	8
	7	30	13	7
	8	25	13	6
	9	20	12	5
	10	15	12	3

(2) 看護師養成施設（2年制）卒業の場合

所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得する科目	
			各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	専門的事項に関する科目
受けようとする免許状の種類	7	55	24	10
	8	50	23	9
	9	45	22	9
	10	40	21	8
	11	35	20	7
	12	30	18	6
高等学校教諭の一種免許状	13	25	16	5
	14	20	14	4
	15	15	12	3

	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得する科目	
			各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	専門的事項に関する科目
高等学校教諭の一種免許状	5	40	14	9
	6	35	14	8
	7	30	13	7
	8	25	13	6
	9	20	12	5
	10	15	12	3

(2) 看護師養成施設（2年制）卒業の場合

所要資格	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得する科目	
			各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	専門的事項に関する科目
受けようとする免許状の種類	7	55	24	10
	8	50	23	9
	9	45	22	9
	10	40	21	8
	11	35	20	7
	12	30	18	6
高等学校教諭の一種免許状	13	25	16	5
	14	20	14	4
	15	15	12	3

改正案

現行

(別表第4) (第21条関係)

(別表第4) (第21条関係)

所要資格	有することを必要とする学校の免許状	職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得すること			
				教科に関する専門的項目に関する科目	各教科の指導に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
						道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法
受けようとする免許状の種類	幼稚園教諭の普通免許状	1	10	7	1	2	
小学校教諭の二種免許状	中学校教諭の普通免許状	1	9	7		2	
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	1	11	7	2	2	
		2	8	5	1	2	

所要資格	有することを必要とする学校の免許状	職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目		
					各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	
						道徳の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
受けようとする免許状の種類	幼稚園教諭の普通免許状	1	10		7	1	2
小学校教諭の二種免許状	中学校教諭の普通免許状	1	9		7		2
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	1	11	7	2	2	
		2	8	5	1	2	

改正案									
	許状 高等学校 教諭の普通 免許状	1	6	1	1	1	1	3	
高等学校 教諭の一種 免許許状	中学校 教諭の普通免 許状 (二種 免許状を 除く。)	1	9	1	2	6			

(備考) この表の教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に  
関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教  
育相談等に関する科目及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方  
法は、省令第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。

現行									
	許状 高等学校 教諭の普通 免許状	1	6	1	1	1	1	3	
高等学校 教諭の一種 免許許状	中学校 教諭の普通免 許状 (二種 免許状を 除く。)	1	9	1	2	6			

(備考) この表の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に  
関する科目の単位の修得方法は、省令第18条の2に定める修得方法の  
例にならうものとする。